（様式５）

最終更新日：令和8年10月30日

公益社団法人日本ホッケー協会　スポーツ団体ガバナンスコード＜中央競技団体向け＞遵守状況の自己説明

※当協会の自己説明の証憑となる書類のうち、公開可能なものについては、次のページにて公開している。https://hockey.or.jp/

審査項目通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
1	［原則1］組織運営等に関する基本計画を策定し公表すべきである	（1）組織運営に関する中長期基本計画を策定し公表すること	・当協会では、中長期の基本計画となる「Japan Hockey Road to 2030」（以下、Road to 2030）を策定している。本協会の理念・ビジョン・スローガンを再定義し、基本指針を定めたうえで、2030年度に向けたロードマップと9つの重点領域と各領域で取り組むべき事項を明文化したものとなっている。また、そのサマリーを作成し、詳細な計画と併せて協会HPにて公表しており幅広く活用されている。 公開先URL：https://hockey.or.jp/jha/ml-plan ・本計画については令和2年度定時総会でも詳細説明が行われ幅開く意見を募った上で、令和2年度第3回理事会にて承認されている。 ・本計画については2024年のパリ五輪終了後から更新に向けて役職員から広く意見を募り議論が始まっている。2025年6月期の定時総会において従来の「ヒト・モノ・カネの増加を前提とした拡大戦略」から、「限られたカネで最大限の効果を目指す選択と集中戦略」への転換を軸とする新たな方針が議論された。更なる議論を重ね、理事会で承認の上で公表する予定となっている。	40.Japan Hockey Road to 2030サマリー 41.Japan Hockey Road to 2030 詳細版 42.R2年度第1回理事会議事録HP掲載版 43.R2年度定時総会議事録 44.R2年度第3回理事会議事録HP掲載版 45.R7年度定時総会事業報告資料(P7-9)
2	［原則1］組織運営等に関する基本計画を策定し公表すべきである	（2）組織運営の強化に関する人材の採用及び育成に関する計画を策定し公表すること	・中長期計画であるRoad to 2030の重点領域の一つとして「組織」を定めている。 公開先URL：https://hockey.or.jp/jha/ml-plan ・本計画については令和2年度定時総会で全国の正会員に対して詳細説明が行われ、幅開く意見を募った上で、令和2年度第3回理事会にて承認されている。 ・職員の採用については、極めて厳しい財務状況であることから抑制せざるを得ない状況。その為、非正規職員の活用、専門的な知識や経験を有する人材への業務委託、出向者の受け入れにより業務遂行を行っている。2024年度からは、東京2020レガシーの活用を主目的とした包括連携協定を締結している品川区から職員1名の出向を受入れを行っている。 ・将来的に協会運営を行う基盤人材となる若い人材を各都道府県に 育てることを目指し、スポーツ庁が実施した「競技団体の組織基盤強化支援事業」を活用して外部人材の活用および次世代リーダーの発掘に取り組んできた 公開先URL:　https://www.mext.go.jp/sports/b_menu/sports/mcatetop09/list/detail/1415419_00001.html ・令和7年度からは、事務局人材の「自己成長プログラム」の構築に着手しており、令和7年7月15日開催の令和7年度第4回理事会にて報告され議論が行われた。	40.Japan Hockey Road to 2030サマリー 41.Japan Hockey Road to 2030 詳細版 42.R2年度第1回理事会議事録HP掲載版 43.R2年度定時総会議事録 44.R2年度第3回理事会議事録HP掲載版 46.R5年度ホッケー組織基盤強化支援事業説明資料_スポーツ庁報告資料 47.JHA事務局自己成長プログラム

（様式５）　　スポーツ団体ガバナンスコード＜中央競技団体向け＞適合性審査　自己説明・公表書式

審査項目通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
3	［原則1］組織運営等に関する基本計画を策定し公表すべきである	(3) 財務の健全性確保に関する計画を策定し公表すること	・例年、前年度末に翌期の当初予算を策定し当協会のHPにて公表している。予算の進捗状況については、適宜理事会で報告され、必要に応じて随時補正予算を組んでいる。収支予算書の策定にあたっては、理事会での説明過程で役職員等構成員から意見を募っている。 また、毎期、財務の健全性を確保した事業計画を内閣府に提出するとともに、HPで公表している 公開先URL：https://hockey.or.jp/jha/report-plan ・令和5年度～10年度の中長期の財務計画を立案し、2023年８月22日に開催された令和5年度第7回理事会にて短期借入金の借入と併せて説明し承認済みとなっている。 ・定時総会では、法定書式にもとづく決算関係書類に加えて、事業報告において分り易い資料を準備し、前期決算実績および当期予算と資金繰り予測について説明を実施し、広く意見を募いながら事業を進めている。	52.R7年度当初予算_内閣府提出 53.R7年度修正当初予算_総会報告 48.財務計画_20230819 v5 49.R5年度第7回理事会議事録 45.R7年度定時総会事業報告説明資料(P142-145, 154-157)
4	［原則2］適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	(1) 組織の役員及び評議員の構成等における多様性の確保を図ること ①外部理事の目標割合（25%以上）及び女性理事の目標割合（40%以上）を設定するとともに、その達成に向けた具体的な方策を講じること	・令和8年6月20日に開催された定時総会において監事1名が新たに選任され就任した。 -監事総数1名、うち外部監事1名（100％）、女性監事（100％） ・令和8年5月1日に開催された令和8年度役員候補者選考委員会での選考結果に基づき、2026年6月20日の定時総会にて理事全員の改選が行われ、新たな理事12名が選任された。理事の総数は18名から12名となった。 -外部理事 5名（50％）、女性理事 8名（41.7％） ・当協会としては引き続き目指すべき外部理事の目標割合を25％以上、女性理事の目標割合を40％とするとともに、将来理事の候補となり得る人材を本部/部・委員会等に配置し、NF運営に必要となる知見を高める機会を設けることとしている。	50.2026年度組織図・理事・監事名簿
5	［原則2］適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	(1) 組織の役員及び評議員の構成等における多様性の確保を図ること ②評議員会を置くNFにおいては、外部評議員及び女性評議員の目標割合を設定するとともに、その達成に向けた具体的方策を講じること	・当協会では評議委員会を設置していないため、本項目は審査対象外となる。	

（様式５）　　スポーツ団体ガバナンスコード＜中央競技団体向け＞適合性審査　自己説明・公表書式

審査項目通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
6	［原則2］適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	（1）組織の役員及び評議員の構成等における多様性の確保を図ること ③アスリート委員会を設置し、その意見を組織運営に反映させるための具体的な方策を講じること	・2022年5月25日に開催された令和4年度第2回理事会によりアスリート委員会規程が承認され、特別委員会としてのアスリート委員会が設置され活動を開始した。アスリート委員長は理事として協会運営全般への理解を進めるとともに、組織運営にダイレクトに意見を反映できる体制となっている。 ・構成メンバーについては2023年度に公募を実施した。ユニークな取り組みとして、エントリー資格を「年齢10歳以上で日本ホッケー協会（現・元）選手登録者」とし、トップアスリートのみならず、全ての年代でホッケー競技に競技者として携わる方を対象とした。結果として、小学生・中学生・高校生年代からも委員となる人材を登用できている。 ・アスリート委員会は年1回以上定期的に開催され、ホッケーのスキルアップイベント、LGBTQへの理解促進の研修会、熱中症対策講習会の開催などを積極的に行っている。 ・アスリート委員会の活動は令和7年度定時総会でも報告されてている	22.アスリート委員会規程 51.アスリート委員会名簿 45.R7年度定時総会事業報告資料（P128-131） 91.アスリート委員会議事録2022-2025
7	［原則2］適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	（2）理事会を適正な規模とし、実効性の確保を図ること	・令和4年度定時総会にて理事の人数削減に関する定款の変更を行った。 （変更前）20名以上30名以内　（変更後）10名以上20名以内 ・令和4年度より委員会制から本部制に組織を改編し、各本部に役員を配置している。令和6年度からは4つの本部（戦略統括本部、強化育成本部、事業本部、コーポレート本部）、事務局、専門委員会（アンチ・ドーピングインテグリティ委員会、社会共創委員会、アスリート委員会）に再編した。 ・2026年6月20日に開催された定時総会にて新理事12名が選任されるとともに、執行役員制度の導入が決議された。経営と執行を分離し、ガバナンスをより強固なものにするとともに、理事の総数を減らし迅速な意思決定を行える体制を目指している。	1.定款 50.2026年度組織図・理事・監事名簿 101.R8年度定時総会招集資料
8	［原則2］適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	（3）役員等の新陳代謝を図る仕組みを設けること ①理事の就任時の年齢に制限を設けること	・定款施行細則に、以下の規程を設けている。 （第２条） ２ 役員は選任時において、その年齢が７０才未満でなければならない。ただし、任期期間中において満７０才を迎えた者は、その任期期間は役員として在任するものとする。	2.定款施行細則 21.役員候補者選考規程

（様式５）　　スポーツ団体ガバナンスコード＜中央競技団体向け＞適合性審査　自己説明・公表書式

審査項目通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
9	［原則2］適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	（3）役員等の新陳代謝を図る仕組みを設けること ②理事が原則として10年を超えて在任することがないよう再任回数の上限を設けること	・定款施行細則に、以下の規程を設けている。 （第２条） ３ 役員は、その在任期間が連続して１０年を超えてはならないものとする。 ・役員候補者選考規程に、以下の規程を設けている。 （第7条） 1（３）新陳代謝を図るため、在任期間が連続して１０年を超えることがないこと。在任期間が１０年に達した者については、再び選任されるまでに少なくとも４年（２期分）を経過する必要があること。	2.定款施行細則 21.役員候補者選考規程
			【例外措置または小規模団体配慮措置】 なし	
10	［原則2］適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	（4）独立した諮問委員会として役員候補者選考委員会を設置し、構成員に有識者を配置すること	・役員候補者選考委員会における役員候補者等の決定を、理事会等の他の機関から独立して行っている。 ・役員候補者選考委員会の構成員に有識者を配置している。 ・役員候補者選考委員会の構成員の半数以上を現職の理事（外部理事を含む。）が占めていない。	21.役員候補者選考規程 102.R8年度役員候補者選考委員名簿 103.R8年度役員候補者選考委員会議事録
11	［原則3］組織運営等に必要な規程を整備すべきである。	（1）NF及びその役職員その他構成員が適用対象となる法令を遵守するために必要な規程を整備すること	・当協会では、倫理規程を制定している。	4.倫理規程

（様式５）　　スポーツ団体ガバナンスコード＜中央競技団体向け＞適合性審査　自己説明・公表書式

審査項目通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
12	［原則3］組織運営等に必要な規程を整備すべきである。	（2）その他組織運営に必要な規程を整備すること ①法人の運営に関して必要となる一般的な規程を整備しているか	・当協会では、定款施行細則、入会・大会に関する規程、総会規程、理事会規程、経理規程、決裁規程および決裁専決区分、コンプライアンス規程、利益相反管理規程、事務局職務分掌表、予算執行の手引きを定めている。	3.入会・退会に関する規程 5.総会規程 6.理事会規程 7.経理規程 20.旅費規程 32.決裁規程 33.決裁規程 別表 決裁専決区分表 11.コンプライアンス規程 12.コンプライアンス規程 別紙1 通報相談窓口利用案内 13. コンプライアンス規程 別紙2 対応の流れ 25.利益相反管理規程 64.事務局職務分掌表 65.予算執行の手引き_修正
13	［原則3］組織運営等に必要な規程を整備すべきである。	（2）その他組織運営に必要な規程を整備すること ②法人の業務に関する規程を整備しているか	・当協会では海外渡航安全対策規程、危機管理基本方針、危機管理規程、危機管理マニュアル、旅費規程、事業に関する謝金の支払（内規）、印章取扱規程、コーポレートカード利用規程、個人情報当保護に関する基本方針、個人情報等保護規程を定めている。	14.海外渡航安全対策規程 16.危機管理基本方針 17.危機管理規程 18.危機管理マニュアル 23.事業に関する謝金等の支払（内規） 27.印章取扱規程 28.コーポレートカード利用規程 37.個人情報等保護に関する基本方針 38.個人情報等保護規程

（様式５）　　スポーツ団体ガバナンスコード＜中央競技団体向け＞適合性審査　自己説明・公表書式

審査項目通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
14	［原則3］組織運営等に必要な規程を整備すべきである。	（2）その他組織運営に必要な規程を整備すること ③法人の役職員の報酬等に関する規程を整備しているか	・当協会では役員の報酬並びに費用に関する規定、就業規則、賃金規程、退職金規程を定めている。	10.役員の報酬並びに費用に関する規程 29.就業規則 30.賃金規程 31.退職金規程
15	［原則3］組織運営等に必要な規程を整備すべきである。	（2）その他組織運営に必要な規程を整備すること ④法人の財産に関する規程を整備しているか	・当協会では、経理規程を定めており、その中で財産に関する定めをおいている。 ・また、特定費用準備資金等取扱規程、寄附金取扱規程を定めている。	26.特定費用準備資金等取扱規程 36.寄附金取扱規程
16	［原則3］組織運営等に必要な規程を整備すべきである。	（2）その他組織運営に必要な規程を整備すること ⑤財政的基盤を整えるための規程を整備しているか	・当協会では、登録規程を定めてチーム及び構成員（監督、コーチ、選手、その他役員）に関する年度登録費を定めている。また、公認競技役員規程では競技役員の認定料および年度登録料を定めている。 ・競技場および用具に関して、JHA フィールド公認規程 、用具製造販売事業者公認制度およびJHA 人工芝製造・販売指定企業制度を定めており、その中で公認料について定めている。 公開先URL：https://hockey.or.jp/rules/regulations ・スポンサーからの協賛および試合の放映権については個別に契約書を締結している（契約書の内容は守秘義務に基づき非開示）	62.登録規定 59.公認競技役員規程 56.2026 Hockey Handbook（P58～）
17	［原則3］組織運営等に必要な規程を整備すべきである。	（3）代表選手の公平かつ合理的な選考に関する規程その他選手の権利保護に関する規程を整備すること	・日本代表候補選手の選考に関しては「日本代表選手・スタッフの選考に関するガイドライン」を定めHPに公表している。 ・選手の移籍に関しては登録規程（9）および、高円宮牌2024ホッケー日本リーグ実施要項（7）に定めている ・選手選考に関しては、年度の初めに日本代表選手に挑戦する意思を有する選手が所属する全てのチーム代表者（実業団、社会人、地域クラブ、大学、高校）に対して資料を配布した上で説明会を実施し、選考プロセスおよびポジション毎に求められる能力や評価項目について広く丁寧に説明し、質疑応答を受けている。評価項目については男女両ヘッドコーチが検討し、強化育成本部にて決定したものである。また、シニア代表のみならずU21についても同様の説明会を開催している。	8.日本代表選手、ヘッドコーチ（U15・16、U18、U21）・コーチ・その他日本代表スタッフの選考に関するガイドライン 62.登録規定 90.高円宮牌2024ホッケー日本リーグ実施要項 92.さくらジャパン_選手選考会説明会資料 93.サムライジャパン_選手選考会説明資料

（様式５）　　スポーツ団体ガバナンスコード＜中央競技団体向け＞適合性審査　自己説明・公表書式

審査項目通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
18	［原則3］組織運営等に必要な規程を整備すべきである。	（4）審判員の公平かつ合理的な選考に関する規程を整備すること	・当協会では「公認競技役員規程」を定めている。なお、「審判員」とは競技役員のうち公認競技役員規程第３条に定める資格の保有者である。 ・また、当協会が主催または共催する大会および当協会が認定した全試合の参加者に適用される「行動規範」および「行動規範に関する違反行為対応マニュアル」を定めている。 ・「競技運営規程（2.2 a 大会競技役員）」において、審判員の出身チームが行う試合には審判員として指名されないことが定められている。	59.公認競技役員規程 58.競技役員の役割と責任ガイドライン 60.行動規範に関する違反行為対応マニュアル 76.競技運営規程
19	［原則3］組織運営等に必要な規程を整備すべきである。	（5）相談内容に応じて適切な弁護士への相談ルートを確保するなど、専門家に日常的に相談や問い合わせをできる体制を確保すること	・弁護士2名が理事および執行役員に選任されている。両名共に専門的な法的知識を有しており、またホッケー競技やスポーツの現場に対する知見も有している。 ・法律案件について、国内事案・国外事案を問わず業務遂行上懸念等がある場合には、複数の専門職理事が関わるとともに、平時より業務執行理事や専門職理事および事務局長が中心となってスポーツ分野を主に取り扱い分野とする外部の法律事務所と頻繁に意見交換を行っており、いつでも相談できる体制を整えている。	50.2026年度組織図・理事・監事名簿 77.法務事案に関する相談体制
20	［原則4］コンプライアンス委員会を設置すべきである。	（1）コンプライアンス委員会を設置し運営すること	・令和4年度第6回理事会において「コンプライアンス委員会規程」にもとづいたコンプライアンス委員会が設置された。 ・コンプライアンス委員会は、少なくとも年1回以上、定期的に開催している。 ・コンプライアンス委員会がその機能を十分に発揮できるよう、その役割や権限事項を明確に定め、コンプライアンス強化に係る方針や計画の策定及びその推進、実施状況の点検、リスクの把握等を組織的、継続的に実践している。 ・コンプライアンス委員会のメンバーには弁護士資格を有する女性の理事を配置している。	98.R4年度第6回理事会資料 99.R4第6回理事会議事録 24.コンプライアンス委員会規程 50.2026年度組織図・理事・監事名簿 78.R8年度コンプライアンス関係委員名簿
21	［原則4］コンプライアンス委員会を設置すべきである。	（2）コンプライアンス委員会の構成員に弁護士、公認会計士、学識経験者等の有識者を配置すること	・コンプライアンス委員会は、学識経験者（複数の上場企業での代表取締役およびチーフコンプライアンスオフィサー経験者）である会長が委員長となり、副委員長に弁護士の理事、委員に法務・コンプライアンス推進部長で弁護士の理事の他、有識者を複数配置している。また、全ての本部長が委員となり選出し多方面からの議論が行える体制を整えている。	78.R8年度コンプライアンス関係委員名簿

審査項目通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
22	［原則5］コンプライアンス強化のための教育を実施すべきである	（1）NF役職員向けのコンプライアンス教育を実施すること	・当協会ではホッケージャパンリーグとの共催により、NF役職員・競技役員・チーム関係者（指導者やGM）向けに毎年「全国ルール統一研修会」という集合研修を行なっており、そのプログラムの一つにコンプライアンスに関する教育を盛り込んでいる。直近の研修では、アンチドーピング不正防止をテーマとして取り扱った。	61.全国ルール統一研修会2026年度資料
23	［原則5］コンプライアンス強化のための教育を実施すべきである	（2）選手及び指導者向けのコンプライアンス教育を実施すること	・当協会ではホッケージャパンリーグとの共催により、NF役職員・競技役員・チーム関係者（指導者やGM）向けに毎年「全国ルール統一研修会」という集合研修を行なっており、そのプログラムの一つにコンプライアンスに関する教育を盛り込んでいる。直近の研修では、アンチドーピング不正防止をテーマとして取り扱った。 ・代表選手向けには毎年代表合宿の際にアンチドーピング・インテグリティ委員会が教育研修を実施している。	61.全国ルール統一研修会2026年度資料 67.2025年度アンチドーピング年間教育報告書（対面教育の実施報告書）
24	［原則5］コンプライアンス強化のための教育を実施すべきである	（3）審判員向けのコンプライアンス教育を実施すること	・当協会ではホッケージャパンリーグとの共催により、NF役職員・競技役員・チーム関係者（指導者やGM）向けに毎年「全国ルール統一研修会」という集合研修を行なっており、そのプログラムの一つにコンプライアンスに関する教育を盛り込んでいる。直近の研修では、アンチドーピング不正防止をテーマとして取り扱った。	61.全国ルール統一研修会2026年度資料
25	［原則6］法務、会計等の体制を構築すべきである	（1）法律、税務、会計等の専門家のサポートを日常的に受けることができる体制を構築すること	・法律案件について、国内事案・国外事案を問わず業務遂行上懸念等がある場合には、専門職理事が関わるとともに、外部の法律事務所へいつでも相談できる体制を整えている。 -Field-R 法律事務所 https://field-r.com/about-us/ ・財務会計問題についても、定期的に外部監査を受けながら、いつでも専門職へ相談できる体制を整えている。 -ブレイクスルーパートナー税理士法人（松島慎平公認会計士、外部監査事務所） http://www.manekuri.co.jp/ ・また、経理会計業務の一部を外部の会計事務所に委託し、日常的な会計・経理・税務についてアドバイスを受けながら業務を遂行している。 -辻・本郷ITコンサルティング株式会社 -辻・本郷税理士法人グループ https://ht-itc.jp/	77.法務事案に関する相談体制 81.会計・税務・庶務事項に関する相談体制 79.公認会計士松島慎平監査契約書 80.辻本郷業務委託契約書

（様式５）　　スポーツ団体ガバナンスコード＜中央競技団体向け＞適合性審査　自己説明・公表書式

審査項目通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
26	［原則6］法務、会計等の体制を構築すべきである	（2）財務・経理の処理を適切に行い、公正な会計原則を遵守すること	・経理規程を定め公正な会計原則を遵守するための業務サイクルを確立している。 ・監事（2名）のうち１名は公認会計士が就任しており、専門的知見を活かした職務執行をしている。 ・監事は業務執行理事・事務局・戦略統括本部との間で具体的な業務運営の妥当性に関する議論を日常的に行っており、業務改善に寄与している。 ・各事業年度に半期ごとに外部の独立監査人から監査を受け、また期末には報告書を受領している。 -みなと公認会計士事務所（外部監査事務所） http://www.manekuri.co.jp/	7.経理規程 65.予算執行の手引き_修正版 50.2026年度組織図・理事・監事名簿 69.令和6年度決算報告・監査報告 79.公認会計士松島慎平監査契約書
27	［原則6］法務、会計等の体制を構築すべきである	（3）国庫補助金等の利用に関し、適正な使用のために求められる法令、ガイドライン等を遵守すること	・経理規程および予算執行の手引きに基づき、領収証の保存等につき、国庫補助金を適正に使用する体制を構築している。 ・国庫補助金や助成金申請書類の適正性については、JOCのNF総合支援センターより「管理レベル1」という通知を受けている。	7.経理規程 70.NF総合支援センターによるサポート内容について 82.R8年度JOC選手強化交付決定通知書 83.R8年度JSC助成金交付決定通知書_くじ基金一式
28	［原則7］適切な情報開示を行うべきである。	（1）財務情報等について、法令に基づく開示を行うこと	・公益法人認定法に規定された書類については事務所に備置き閲覧に供することのできる体制となっている。 ・また、定期総会にて上程された決算情報については当協会のウェブサイトに掲載している。その他、当協会の機関紙であるホッケーイヤーブックにも決算情報を掲載して、広くホッケー競技に関わる者に財務情報を開示している。 公開先URL：https://www.hockey.or.jp/jha/report-plan/	84.イヤーブック2025
29	［原則7］適切な情報開示を行うべきである。	（2）法令に基づく開示以外の情報開示も主体的に行うこと ① 選手選考基準を含む選手選考に関する情報を開示すること	・「日本代表選手、ヘッドコーチ（U15・16、U18、U21）・コーチ・その他日本代表スタッフの選考に関するガイドライン」および「ホッケー男子・女子日本代表チームヘッドコーチ選任およびヘッドコーチ候補者選考に関する規程」を設けHPで公表している 公開先URL：https://hockey.or.jp/jha/articles ・選考から漏れた選手や指導者からの要望等に応じて、選考理由についても個別にフィードバックを行っている。	8.日本代表選手、ヘッドコーチ（U15・16、U18、U21）・コーチ・その他日本代表スタッフの選考に関するガイドライン 9.代表チームヘッドコーチ選任およびヘッドコーチ候補者選考に関する規程
30	［原則7］適切な情報開示を行うべきである。	（2）法令に基づく開示以外の情報開示も主体的に行うこと ② ガバナンスコードの遵守状況に関する情報等を開示すること	・当協会のガバナンスコードの遵守状況をHPで公表している。 ※当協会の自己説明および証憑となる書類のうち、公開可能なものについては、以下のページにて公開している。 https://www.hockey.or.jp/jha/governancecode-selfexplanation/	

審査項目通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
31	［原則8］利益相反を適切に管理すべきである	（1）役職員、選手、指導者等の関連当事者とNFとの間に生じ得る利益相反を適切に管理すること	・定款第31条に利益相反に関する規程を設けている。 ・倫理規程第4条第8項に「その職務に関する不正な利益の授受又はその申込み行為」が規律違反行為として規定されている。 ・利益相反管理規程を定めている	1.定款 4.倫理規程 25.利益相反管理規程
32	［原則8］利益相反を適切に管理すべきである	（2）利益相反ポリシーを作成すること	・当協会では、「定款」第31条に利益相反に関する規程を設けていることに加え、「倫理規程」第4条第8項に「その職務に関する不正な利益の授受又はその申込み行為」が規律違反行為として規定されている。また、「利益相反管理規程」が設けられている。	1.定款 4.倫理規程 25.利益相反管理規程
33	［原則9］通報制度を構築すべきである	(1) 通報制度を設けること	・通報窓口について、ウェブサイトを通じて、恒常的にNF関係者等に周知している。 公表先：https://data.hockey.or.jp/2024/articles/JHA_Articles_Of_Compliance-E1_2024.pdf?8555240&_gl=1*tond8v*_ga*MTkzNjY0MTcyMi4xNzM2MTIyOTQ2*_ga_Q7QH4B9L8Z*czE3NjA4NDk5MzgkbzUzNyRnMSR0MTc2MDg1MDAwNCRqNjAkbDAkaDE1MzI4MTAzMzQ. ・通報窓口の担当者に相談内容に関する守秘義務については、「コンプライアンス規程」12条に定めている。 ・「コンプライアンス規程」13条にて通報窓口を利用したことを理由として、相談者に対する不利益な取扱いを行うことを禁止している。 ・各種全国大会大会開催時の主催者挨拶にて、協会幹部によるスポハラを許さないという姿勢を示すとともに、通報窓口の活用について呼びかけている。 ・令和8年度中には、通報窓口の外部化（法律事務所）を行う予定である。	11.コンプライアンス規程 12.コンプライアンス規程 別紙1 通報相談窓口利用案内 13.コンプライアンス規程 別紙2 対応の流れ 85.R7年度全中大会_開閉会式挨拶
34	［原則9］通報制度を構築すべきである	（2） 通報制度の運用体制は、弁護士、公認会計士、学識経験者等の有識者を中心に整備すること	・通報があった場合は、コンプライアンス委員長に報告され、必要に応じて臨時コンプライアンス委員会が招集され、倫理委員会に報告される。 ・事実調査が行われる場合、独立・中立の外部の2名の弁護士を含むメンバーで構成された調査部で事実調査が行われ、倫理委員会に報告され、処分意見が会長宛に提出される仕組みとなっている。	11.コンプライアンス規程 12.コンプライアンス規程 別紙1 通報相談窓口利用案内 13.コンプライアンス規程 別紙2 対応の流れ 78.R8年度コンプライアンス関係委員名簿

審査項目通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
35	［原則10］ 懲罰制度を構築すべきである	（1）懲罰制度における禁止行為、処分対象者、処分の内容及び処分に至るまでの　手続を定め、周知すること	・倫理規程に禁止行為、処分対象者、処分の内容及び処分に至るまでの手続を「倫理規程」によって定めている ・懲罰制度における禁止行為、処分対象者、処分の内容及び処分に至るまでの手続をHPに公表し周知している。 https://data.hockey.or.jp/2024/articles/JHA_Articles_Of_Ethics_2024.pdf?8536240&_gl=1*11ctkcc*_ga*MTkzNjY0MTcyMi4xNzM2MTIyOTQ2*_ga_Q7QH4B9L8Z*czE3NjA4NTIwNzMkbzUzOCRnMSR0MTc2MDg1MjA3MyRqNjAkbDAkaDEzNTE3MzI2MTQ. ・処分審査を行うに当たって、処分対象者に対し、聴聞（意見聴取）の機会を設けることを、倫理規程第11条に定めている ・処分結果は、処分対象者に対し、処分の内容、処分対象行為、処分の理由、不服申立手続の可否、その手続の期限等が記載された書面にて告知することを倫理規程第12条に定めている ・大会期間中の行為に関しては「行動規範」を定め、その違反行為が起こった場合の対処については「工堂貴賓に関する違反行為対応マニュアル」に定めてHPで公表している。 （公表先） http://data.hockey.or.jp/2025/regulations/JHA_Regulation_Conduct-Violation_2025.pdf?_gl=1*17r06w5*_ga*MTkzNjY0MTcyMi4xNzM2MTIyOTQ2*_ga_Q7QH4B9L8Z*czE3NjA4NTIwNzMkbzUzOCRnMSR0MTc2MDg1Mzg3MSRqNjAkbDAkaDEzNTE3MzI2MTQ.	
36	［原則10］ 懲罰制度を構築すべきである	（2） 処分審査を行う者は、中立性及び専門性を有すること	・専門性をもつ倫理委員会という組織を定めている。なお、処分審査の前提としての事実審査は専門性を有する独立公平の機関として調査部を設置しており、倫理規定の第7条2項により独立性が定められている。調査部は外部の2名の弁護士などで構成されている。また、倫理規定第10条3項にて、事案の審査にかかる中立性が定められている。	11.コンプライアンス規程 12.コンプライアンス規程 別紙1 通報相談窓口利用案内 13.コンプライアンス規程 別紙2 対応の流れ 78.R8年度コンプライアンス関係委員名簿
37	［原則11］選手、指導者等との間の紛争の迅速かつ適正な解決に取り組むべきである。	（1）NFにおける懲罰や紛争について、公益財団法人日本スポーツ仲裁機構によるスポーツ仲裁を利用できるよう自動応諾条項を定めること	・倫理規程第18条に自動応諾条項について定めている。なお、倫理規程第18条1項は、自動応諾条項の対象事項として、懲罰等の不利益処分に対する不服申立に限らず、代表選手の選考を含むNFのあらゆる決定を広く対象に含む趣旨で令和3年度第5回理事会で改正された。 ・申立期間について合理的ではない制限を設けていない	4.倫理規程 86.R3年度第5回理事会議事録 87.R3年度第5回 理事会資料（P.37～44）

審査項目通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
38	［原則11］選手、指導者等との間の紛争の迅速かつ適正な解決に取り組むべきである。	（2）スポーツ仲裁の利用が可能であることを処分対象者に通知すること	・倫理規定12条3項5号に記載の通り個別に書面をもって通知する。	88.処分決定通知書（過去の事案に関する情報が掲載されており取扱いは注意を要する）
39	［原則12］危機管理及び不祥事対応体制を構築すべきである。	（1）有事のための危機管理体制を事前に構築し、危機管理マニュアルを策定すること	・当協会では、「危機管理基本方針」を定めるとともに、「危機管理規程」および「危機管理マニュアル」を定め、生じるかもしれないであろうリスク（事故や紛争など）を予測し、有事の場合には速やかな対応、判断、決断を行える組織体制を構築している。この危機管理マニュアルに、不祥事対応の一連の流れを含んでいる。 ・危機管理マニュアルで、必要に応じて第三者委員会を設置する旨の記載をしているが、第三者委員会の設置する際の選定方法などのフローについての記載や規程の制定については今後の検討課題である。	16.危機管理基本方針 17.危機管理規程 18.危機管理マニュアル
40	［原則12］危機管理及び不祥事対応体制を構築すべきである。	（2）不祥事が発生した場合は、事実調査、原因究明、責任者の処分及び再発防止策の提言について検討するための調査体制を速やかに構築すること ※審査書類提出時から過去4年以内に不祥事が発生した場合のみ審査を実施	・令和5年度に規律委違反行為が疑われる事案が発生し、コンプライアンス委員会および倫理委員会が開催され、事実調査委託や報告を含め対応した。令和5年度中には倫理規程に基づき処分が行なわれ、処分が公表された。 公開先URL：https://hockey.or.jp/jha/ethicscode-d ・再発防止策につては、事案の理事会報告に加え、啓蒙活動の強化に取り組んでおり、協会HPのトップページへの「NOスポハラ」サイトへのリンクバナーの掲示、全国大会の会場での横断幕の掲示などを行なっている。 掲出先：https://hockey.or.jp/ ・各種全国大会大会開催時の主催者挨拶にて、協会幹部によるスポハラを許さないという姿勢を示すとともに、通報窓口の活用について呼びかけている。また、定期的に注意喚起文書を全国の都道府県協会宛に発信している。	94.不祥事案件の処理経過 71.2023年度処分公表 85.R7年度全中大会_開閉会式挨拶 96.ハラスメント撲滅に向けた注意喚起及び研修教材について（注意喚起） 97.JSPO_事例紹介

審査項目通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
41	［原則12］危機管理及び不祥事対応体制を構築すべきである。	（3）危機管理及び不祥事対応として外部調査委員会を設置する場合、当該調査委員会は、独立性・中立性・専門性を有する外部有識者（弁護士、公認会計士、学識経験者等）を中心に構成すること ※審査書類提出時から過去4年以内に外部調査委員会を設置した場合のみ審査を実施	・当協会では、「危機管理基本方針」を定めるとともに、「危機管理規程」および「危機管理マニュアル」を定め、生じるかもしれないであろうリスク（事故や紛争など）を予測し、有事の場合には速やかな対応、判断、決断を行える組織体制を構築している。 ・令和5年に事案が発生した場合は、倫理委員会内に設置している調査部メンバー（外部弁護士）による事実調査が行なわれた。なお、外部調査委員会の設置までを行なった事案は発生していない。	4.倫理規程 14.危機管理基本方針 15.危機管理規程 16.危機管理マニュアル 78.R7年度コンプライアンス関係委員名簿
42	［原則13］地方組織等に対するガバナンスの確保、コンプライアンスの強化等に係る指導、助言及び支援を行うべきである。	（1）加盟規程の整備等により地方組織等との間の権限関係を明確にするとともに、地方組織等の組織運営及び業務執行について適切な指導、助言及び支援を行うこと	・当協会では、「加盟団体規程」を定め、都道府県協会や関係団体との権限関係や組織運営及び業務執行についての指導、助言及び支援を行う体制を整備している。 ・当協会の中長期計画であるRoad to 2030の主要項目である「組織」において、都道府県協会の組織基盤の検証・構築・強化を定め、地方協会の組織基盤の確立及び・関連団体（スポーツ少年団、中学校部会、高体連、日学連、マスターズなど）との関係性の整理を課題に挙げている。（Japan Hockey Road to 2030詳細版P31に記載） ・2025年2月に「JHAカンファレンス」と称し、全国都道府県ホッケー協会専務理事・事務局長連絡協議会を初めて開催し、広範なトピックスの情報提供を行なうと共に、直接NF幹部と地方協会幹部が意見交換を行なう機会を持った。令和8年度については2027年2月11日に開催予定。その際に法人化も含め、各団体の実情に応じた情報提供および意見交換や個別相談を行なう予定となっている。	31.加盟団体規程 38.Japan Hockey Road to 2030 詳細版 69.JHAカンファレンス（全国連絡会）開催案内 89.JHAカンファレンスアンケート結果
43	［原則13］地方組織等に対するガバナンスの確保、コンプライアンスの強化等に係る指導、助言及び支援を行うべきである。	（2）地方組織等の運営者に対する情報提供や研修会の実施等による支援を行うこと	・これまで地方組織等の運営者が集まる機会は1年に1度の定時総会であったが、2025年2月に「JHAカンファレンス」と称し、①ホッケータウンプレサミットおよび②2024年度 全国都道府県ホッケー協会専務理事・事務局長連絡協議会を初めて開催し、広範なトピックスの情報提供を行なうと共に、直接NF幹部と地方協会幹部が意見交換を行なう機会を持った。 資料公開先URL：https://hockey.or.jp/news/press/info/pt2025033182547.html ・また、本カンファレンス実施後のアンケート結果を公表して、地方協会が抱える課題や問題意識の共有を行なった。 https://hockey.or.jp/news/press/info/pt2025033182547.html ・本年度以降も毎年の開催を予定しており（令和7年度については2026年2月14日に開催を予定)、その際に法人化も含め、各団体の実情に応じた情報提供および意見交換や個別相談を行なう予定となっている。	69.JHAカンファレンス（全国連絡会）開催案内 70.ホッケータウンプレサミット開催案内 89.JHAカンファレンスアンケート結果